

# 司法修習はこう変わった

司法修習は、短い間に何度も変わりました。法曹人口の急激な増加に対応した司法試験の変化、ロースクールの創設などの影響により、紆余曲折を経て、現行の司法修習は、1年となりました。司法修習は一生に一度しか経験できませんから、修習生と向き合うときには、自分のころの司法修習を物差しとして考えるほかありませんでした。

そこで、本誌では、日本一の司法修習を実施していると自負する当会司法修習委員会の執筆により、司法修習は、どのように変わったのか、それを受けて、当会は、修習生に対

し、どのような弁護実務修習を実施しているのかについて、詳しく見ていきたいと思います。

次号では、後編として、司法研修所教官を終えられたばかりの当会会員に、導入修習や集合修習を中心とした研修所教育の変化についてインタビューさせていただく予定です。併せてご覧いただければと思います。

後進の育成は、我々法曹の重要な責務の1つです。この特集が、将来のよりよい司法修習、法曹養成の一助となればと考えます。



松村 太郎 (50期)  
●Taro Matsumura  
当会会員、司法修習委員会委員長  
〈略歴〉  
1998年 弁護士登録  
2001年～ 司法修習委員会委員  
2017年～ 司法修習委員会委員長



松本 徳生 (59期)  
●Tokuo Matsumoto  
当会会員、司法修習委員会副委員長  
〈略歴〉  
2006年 弁護士登録  
2007年～ 司法修習委員会委員  
2016年～ 司法修習委員会副委員長



柏原 智行 (53期)  
●Tomoyuki Kashihara  
当会会員、司法修習委員会副委員長  
〈略歴〉  
2000年 弁護士登録  
2009年～ 司法修習委員会委員  
2011年～ 司法修習委員会副委員長



西岡 孝浩 (61期)  
●Takahiro Nishioka  
当会会員、司法修習委員会副委員長  
〈略歴〉  
2008年 弁護士登録  
2009年～ 司法修習委員会委員  
2017年～ 司法修習委員会副委員長



上村 哲史 (55期)  
●Tetsushi Kamimura  
当会会員、司法修習委員会副委員長  
〈略歴〉  
2002年 弁護士登録  
2003年～ 司法修習委員会委員  
2009年～ 司法修習委員会副委員長



谷垣 雅庸 (62期)  
●Masanobu Tanigaki  
当会会員、司法修習委員会副委員長  
〈略歴〉  
2010年 弁護士登録  
2011年～ 司法修習委員会委員  
2016年～ 司法修習委員会副委員長



松本 公介 (56期)  
●Kosuke Matsumoto  
当会会員、司法修習委員会副委員長  
〈略歴〉  
2003年 弁護士登録  
2006年～ 司法修習委員会委員  
2015年～ 司法修習委員会副委員長



石田 治 (56期)  
●Osamu Ishida  
当会会員、業務支援室嘱託(司法修習担当)  
〈略歴〉  
2003年 弁護士登録  
2004年～2012年 司法修習委員会委員  
業務支援室嘱託  
(司法修習担当)

## 1 はじめに

司法修習の目的は、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官または弁護士にふさわしい品位と能力を備えることにある（司法修習生に関する規則）。この目的達成のため、現在、司法修習生の多くは法科大学院を修了後、司法試験合格を経て、1年間の司法修習を受けている（以下「現行司法修習」という。）。

この現行司法修習が導入されてから、既に10年以上が経過しているが、ここに至るまでの間、司法修習制度は、人数・カリキュラム・給費などの点において少なからぬ変遷を遂げており、現行以前の司法修習（以下「旧司法修習」という。）を受けた会員からすれば隔世の感があると思われる。

そこで、現行司法修習下の司法修習生に対する効果的な指導のため、また、将来のあるべき司法修習制度の構想のため、まず過去の司法修習制度の変遷を概観し、続いてその到達点である現行司法修習の概要と、そこにおける当会司法修習委員会（以下「当委員会」という。）の役割を紹介する。さらに、実務修習における指導担当弁護士の役割や成績評価の方法についても紹介したい。

## 2 司法修習制度の変遷

### 1 旧司法修習（1期～65期）

(1) 旧憲法下では、判事・検事の養成を目的とする司法官試補と弁護士の養成を目的とする弁護士試補に分かれて修習がなされており、いずれも期間は1年6か月とされていた。また、司法省に「司法研究所」が設置され、主に司法官試補の修習を所管していた。

現行憲法下では、米国の影響の下、法曹一体の要請により、判事・検事・弁護士を希望する者は全て同じ司法修習生として、同じ司法修習を受けることとなった。また、最高裁

判所に「司法研修所」が設置され、司法修習生の修習を所管することとなった。

この戦後の司法修習の中核は、実務家法曹の下で「生きた事件」を通じ、法曹三者に必要な技術を習得させると同時に、法曹としての職務姿勢・職業倫理等の特質（エトス）を自覚させる点にあるとされた。

(2) 昭和22年、第1期司法修習生の修習が開始した。その後の人数の変遷は **図表1** のとおりである。

図表1 司法修習生の人数的変遷

修習期（採用年度）	人数	試験不合格者数
第1期（昭和22年度）	134	—
第2期（昭和23年度）	240	—
第3期（昭和24年度）	284	—
第4期（昭和25年度）	246	—
第5期（昭和26年度）	215	—
第6期（昭和27年度）	226	—
第7期（昭和28年度）	236	—
第8期（昭和29年度）	216	—
第9期（昭和30年度）	267	—
第10期（昭和31年度）	256	—
第11期（昭和32年度）	282	—
第12期（昭和33年度）	291	—
第13期（昭和34年度）	349	—
第14期（昭和35年度）	319	—
第15期（昭和36年度）	334	—
第16期（昭和37年度）	365	—
第17期（昭和38年度）	441	—
第18期（昭和39年度）	478	—
第19期（昭和40年度）	484	—
第20期（昭和41年度）	511	—
第21期（昭和42年度）	516	—
第22期（昭和43年度）	512	—
第23期（昭和44年度）	506	—
第24期（昭和45年度）	495	—
第25期（昭和46年度）	493	—
第26期（昭和47年度）	506	—
第27期（昭和48年度）	543	—
第28期（昭和49年度）	537	—
第29期（昭和50年度）	487	—
第30期（昭和51年度）	463	—
第31期（昭和52年度）	465	—
第32期（昭和53年度）	454	—
第33期（昭和54年度）	484	—
第34期（昭和55年度）	499	—
第35期（昭和56年度）	483	—
第36期（昭和57年度）	436	—
第37期（昭和58年度）	447	—
第38期（昭和59年度）	450	—
第39期（昭和60年度）	448	—
第40期（昭和61年度）	482	—
第41期（昭和62年度）	470	—
第42期（昭和63年度）	489	—
第43期（平成元年度）	506	—
第44期（平成2年度）	508	—

第45期（平成3年度）	506	—
第46期（平成4年度）	594	—
第47期（平成5年度）	633	—
第48期（平成6年度）	699	—
第49期（平成7年度）	720	—
第50期（平成8年度）	726	—
第51期（平成9年度）	729	—
第52期（平成10年度）	742	—
第53期（平成11年度）	788	—
第54期（平成12年度）	975	—
第55期（平成13年度）	988	—
第56期（平成14年度）	1,005	—
第57期（平成15年度）	1,178	—
第58期（平成16年度）	1,158	2
第59期（平成17年度）	1,497	16
旧第60期（平成18年度）	1,455	71
新第60期（平成18年度）	991	76
旧第61期（平成19年度）	568	33
新第61期（平成19年度）	1,812	113
旧第62期（平成20年度）	261	23
新第62期（平成20年度）	2,043	75
旧第63期（平成21年度）	150	28
新第63期（平成21年度）	2,021	90
旧第64期（平成22年度）	102	24
新第64期（平成22年度）	2,022	56
旧第65期（平成23年度）	73	5
新第65期（平成23年度）	2,001	41
第66期（平成24年度）	2,035	43
第67期（平成25年度）	1,969	42
第68期（平成26年度）	1,761	33
第69期（平成27年度）	1,787	54

\* 59期までは終了者数（司法修習生便覧）  
60期以降は採用者数（最高裁判所公表資料）  
1～57期までは試験不合格者数不明

当初100人台だった人数は、13期（昭和34年採用）時に300人台、17期（昭和38年採用）時に400人台、20期（昭和41年採用）時に500人台となったが、その後、29期（昭和50年採用）から42期（昭和63年採用）までの間、400人台に低迷した。

このような法曹人口の抑制とそれに伴う司法試験合格者の低下によって有為な人材を逃がしているのではないかと懸念もあり、平成3年、順次750人までの増加が決定され、53期（平成11年採用）時には800人、54期（平成12年採用）以降は1000人が目安となり、59期（平成17年採用）時には1500人近くにまで至った。

もっとも、60期（平成18年採用）から現行司法修習も並行して始まったため、旧司法修習の人数は順次低下していき、65期（平成23年採用）を最後に旧司法修習は廃止された。

(3) 修習期間は、52期（平成10年採用）ま

では2年間であり、前期修習として4か月間、司法研修所において実務に関する基本的知識を学び、その後、実務修習として、全国の実務庁において4か月ずつ民事裁判・刑事裁判・検察・弁護の実務を学び、最後に後期修習として4か月間、司法研修所において修習の総仕上げと実務家としての基本的能力の習得が図られていた。

その後、53期（平成11年採用）から59期（平成17年採用）まで、修習期間は1年6か月（前期修習3か月、実務修習各3か月、後期修習3か月）に短縮され、さらに現行司法修習のスタートに伴い、60期（平成18年採用）から65期（平成23年採用）までは、1年4か月（前期修習2か月、実務修習各3か月、後期修習2か月）に短縮された。

(4) この間、司法研修所は、港区芝高輪南町（旧毛利邸）から千代田区紀尾井町（昭和23年～）、文京区湯島（昭和46年～）へと移転し、現在は埼玉県和光市（平成6年～）に設置されている。

(5) 以上のように、旧司法修習は、戦後の長きにわたり2年間にわたって行われており、その間、本来の修習のみならず、クラスの懇親会やスポーツの対抗戦、寮祭、一般講演、伝統芸能鑑賞、教官宅訪問、各種施設見学、研修旅行、パトカーや艦船等の試乗といった各種様々な「修習」が行われ、また、国家公務員に準じて給与・各種手当が支給されていたことから、現在よりも物心ともにゆとりがあった時代であったと言えよう。他方、国費によってそのような修習が行われることに対して批判がなされることもあった。

## 2 現行司法修習（60期～現在）

(1) 平成13年、21世紀の司法のあるべき姿について司法制度改革審議会の意見書が提出され、それに基づき、平成16年、法科大学院制度が導入された。そして、法科大学院において2年ないし3年の法専門教育を受けることを前提として、前期修習は不要とされ、修習期間も全体で1年間に短縮された。

この現行司法修習は、60期（平成18年採用）から適用され、現在に至っている。

このように、現行司法修習においては最初から実務修習を行うことが予定されていたが（60期のみ特例として4週間の導入研修を実施）、実務的な基礎知識や能力不足の問題を解消すべく、68期（平成26年採用）から、実務修習の前に司法研修所において導入修習が行われるようになった。

（2）人数は、62期（平成20年採用）から67期（平成25年採用）まで2000人前後を推移していたが、急激な弁護士人口の増加や司法修習生の就職難などの問題も指摘され、現在（70期）は1500人台となっている。

（3）また、司法修習生の大幅増加による財政負担等を理由として、裁判所法改正により、65期（平成23年採用）から給与支給が廃止され、代わって10年間無利息の「修習資金」の貸与制が導入された。しかし、司法修習生の経済的負担の増大と法曹志望者の減少という問題の指摘もあり、平成29年4月、再び裁判所法が改正され、71期（平成29年採用予定）から「修習給付金」が支給されることとなった（なお、それに加えて「修習専念資金」の貸与制度も併存する。）。

### 3 問題点

司法修習生や指導担当からは、やはり1年という修習期間は短いという意見を数多くいただく。特に実務修習はわずか2か月（土日を除く実日数は40日弱）であるため、裁判案件は1回か多くて2回出廷できるかどうかといったところであり、また、証人尋問や保全・執行案件を経験できない司法修習生も少なくない。

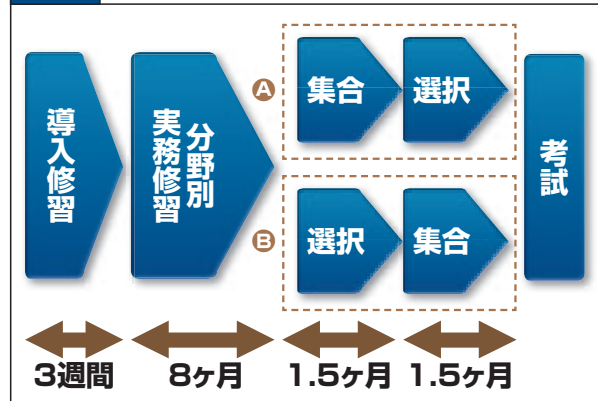
さらに、修習期間の短期化と弁護士の専門化により、配属先によっては事件に「偏り」があるとの指摘もある。

また、司法修習生考試（二回試験）の不合格者数も、旧司法試験時代は長らくゼロか1桁程度であったものが、現行司法修習の導入に伴い増加傾向にあることも懸念される（**図表1** 参照）。

当委員会としても、以上の問題点を回避すべく日々模索しているところである。

## 3 現行司法修習の概要

図表2 現行司法修習の全体像



### 1 導入修習（3週間）

分野別実務修習に入る前に、司法研修所において行われている。

民事裁判・民事弁護では、実務能力の修得とそのため自学自修の必要性や、当事者の視点から事案を見ることの重要性（特に民事弁護）を、司法修習生に認識させ、より円滑に分野別実務修習が行えるようにすることを目的に、基本的な分野についての講義、演習、起案等のカリキュラムが組まれている。

刑事裁判・検察・刑事弁護でも、司法修習生に刑事弁護活動を見る視点を与えることにより自学自修を促し、分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図した指導がなされている。刑事弁護の否認事件では、1つの具体的な刑事事件をもとに段階的に弁護活動を体感させるカリキュラムが組まれ、量刑事件では、裁判員裁判対象事件をもとに、量刑分布グラフを活用して、行為責任を基礎とする量刑判断に沿う弁護活動に関する指導がなされている。

### 2 分野別実務修習（各2か月）

導入修習の後、司法修習生は全国の実務庁

において、民事裁判・刑事裁判・検察・弁護の分野別実務修習を受けている。これは期間の点を除き、従来の実務修習と異なる。

民事弁護実務修習は、ご存じのとおり、指導担当弁護士によるマンツーマンの個別修習を基本としているが、それを補完するため、当委員会等による合同修習も行われている。もっとも、近時、修習期間の短縮化に伴い、弁護士会によっては合同修習を廃止しているところもある。

### 3 集合修習と選択型実務修習(各1.5か月)

司法修習生は、分野別実務修習後二回試験までの約3か月間に、「集合修習」と「選択型実務修習」を受ける。

#### (1) 集合修習

司法研修所で行われる修習であり、かつての「後期修習」に相当するものである。新司法試験による合格者の大幅な増加に伴い、司法研修所の施設において、一度に司法修習生を受け入れることが困難となったため、集合修習は、司法修習生を配属地ごとに前半と後半の2組に分けて、それぞれ1.5か月ずつ実施することになったものである。

#### (2) 選択型実務修習

前半組、後半組ともに、「集合修習」の実施期間外に、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、また司法修習生各自が関心を持つ活動領域の修得を図るという目的から設けられたのが、「選択型実務修習」である。これは、各司法修習生が自己の興味に応じて、弁護士会、裁判所、検察庁などが提供する様々なプログラムを選択して修習を受けるというものであり、①個別修習プログラム、②自己開拓プログラム、③全国プログラムの3種類に分けられる。

まず、①個別修習プログラムとは、各都道府県の弁護士会、裁判所及び検察庁（以下総称して「配属庁会」という。）が、単独又は合同で、当該配属庁会に配属された司法修習生に向けて提供するプログラムである。当会が提供している個別修習プログラムとしては、例えば、

一般市民のための法律実務、刑事弁護・少年事件研修、ADRの理論と実務、基礎からわかる子どもの事件のノウハウ、セクハラ・LGBT・DV事件等の実務などがある。また、当会は、東弁、一弁、立川支部、東京地裁、東京地検と合同して、刑事模擬裁判を提供している。

次に、②自己開拓プログラムとは、司法修習生が自ら修習先を開拓し、そこで修習を受けるプログラムである。ただし、自己開拓プログラムとして認められるのは、修習先での修習内容が法曹の活動に密接な関連性を要するなどの一定の要件を満たし、各都道府県の弁護士会、裁判所、検察庁が承認した場合に限られている。

また、③の全国プログラムは、特定の地域しか提供することができない修習プログラムであって、配属庁会に配属された司法修習生を含む全国の司法修習生に向けて提供するプログラムである。この全国プログラムとしては、例えば、東京地裁や大阪地裁における知的財産権訴訟の専門部が提供する修習、法律事務所等が提供する渉外事務所修習や大規模事務所修習などがある。

なお、司法修習生は、上記プログラムに参加していない期間中は、分野別実務修習で配属された弁護士会の指導担当弁護士の事務所等で修習を受けることになる。これを一般に「ホームグラウンド修習」と呼んでいる。

## 4 当委員会の役割

当委員会は、弁護実務修習において、指導担当弁護士による指導を補完するものとして、**図表3**のとおり、合同修習のほか各種情報交換を行っている。以下それぞれについて紹介したい。

### 1 合同修習

弁護修習では、当会会員に「指導担当弁護士」としてご協力いただき、約2か月弱の弁護修習期間中を通じて、司法修習生の指導・育

図表3 第70期の各クールの弁護実務修習日程表の概略

おおよその実施時期	修習内容・講師
各クール開始の約2週間前	指導担当弁護士への修習ガイダンス 説明者:修習委員会の担当部長(副委員長)
	指導担当弁護士へのセクハラガイダンス 講師:両性の平等に関する委員会から派遣
各クール初日	司法修習生の事務手続
	司法修習生へのガイダンス 説明者:修習委員会の担当部長(副委員長)
	意見交換会(指導担当弁護士と研修所教官)
	開始式
	冒頭修習(民事起案①) 講評:修習委員会の各部会担当者
	懇親会(意見交換会)
第1週又は第2週の金曜日及び土曜日	研修旅行(民事起案②) ロールプレイ担当及び講評:修習委員会の各部会担当者
第2週目又は第3週目の連続した日で2班に分けて実施	合同講義「刑事弁護」 講師:神山啓史会員 9:30-14:00 捜査段階(ロールプレイング方式) 14:00-15:00 弁護団会議 15:00-17:00 公判段階(ロールプレイング方式)
第3週くらいまで	自宅起案(刑事弁護)
第4週目	中間報告会(司法修習生と修習委員)
	懇親会
第5週目	中間連絡会(指導担当弁護士と修習委員)
第6週目	合同講義「刑事起案講評」(上記自宅起案の講評) 講師:裁判員センターから派遣
第7週目	最終反省会(司法修習生と修習委員)
	修了式
	懇親会
各クール終了の約1週間後	担当部会による成績会議

成にあたっていただいているが、この個別指導のほかに、当委員会として、弁護修習を補完する目的から、民事・刑事の合同修習を実施している。

**(1) 冒頭修習(民事起案①)**

民事の合同修習として、弁護実務修習期間の各クールの初日に、冒頭修習(民事起案①)及びその講評を実施している。

設例の事案や設問はいずれも当委員会が作成したオリジナルのものを使用している。

起案の設問としては、内容証明郵便の起案や簡単な訴状の起案(形式面を含む)などの比較的平易な問題であり、弁護修習の冒頭段階で、修習を行うにあたっての最低限の知識・ルールを習得させることを目的としている。

**(2) 研修旅行(民事起案②)**

次に、弁護修習の開始から第1週又は第2週の



冒頭修習での講義

金曜日から1泊2日の研修を実施している。

研修は、箱根や上総一ノ宮のホテル・旅館で行うことが多く、その会議室を用いて、司法修習生自身による依頼者(に見立てた委員)からの事情聴取、及びこれをもとにした答弁書起案(民事起案②)と、その講評を実施している。

民事起案②では、依頼者からの事情聴取を司法修習生自身に体験してもらうことによっ

て、指導担当弁護士の事情聴取の仕方と自らのそれを比較させ、今後の学修の手がかりとしてもらうことを1つの目的としている。また、答弁書の起案を見据えて依頼者から事情聴取させることにより、事情聴取の進め方・構成についてもより実践的・実務的な視点を持つことができるように配慮している。



研修旅行での講義

### (3) 合同講義「刑事弁護」

刑事の合同修習として、研修旅行と概ね同時期に、講師（現在は神山啓史会員）を招き、合同講義「刑事弁護」を実施している。

この講義は、司法修習生を2班（各班9名前後）に分けた上で、丸1日、東京地裁の法廷を借り、ロールプレイング方式（司法修習生が弁護人役、講師が被疑者・被告人役や裁判官役となる。）で実施しており、傷害の自白事件を題材に、捜査段階から公判段階（弁論）までの刑事弁護の一連の流れを通じて、情状弁護の実践的あり方を体得してもらうことを目的としている。

まず「捜査段階」として、当番弁護に赴いた弁護士としての初回接見をロールプレイング方式で経験してもらい、その後、対話形式で、接見後の弁護方針・具体的な弁護活動を検討してもらうこととしている。続いて、準抗告申立て時の裁判官面接、準抗告棄却後の接見、情状証人との打合せ、被告人との打合せ等につき、各ロールプレイを実施するとともに、公判に向けての弁護活動を検討してもらうこととしている。

次に「弁護団会議」では、9名前後の司法修習生をさらに3グループに分け、弁号証として何を選択するか等をグループ毎に検討させ、



合同講義「刑事起案講評」の様子

尋問事項や弁論要旨を準備してもらうこととしている。

そして、「公判段階」では、いずれも実際の法廷で、ロールプレイング方式で、証拠調べ請求、証拠の朗読、情状証人に対する尋問、被告人質問及び弁論の各手続を司法修習生に実演させ、講義に参加した全ての司法修習生が、担当講師からアドバイスを受け、自らの弁護活動についてフィードバックを得られるようにしている。

### (4) 自宅起案（刑事弁護）・合同講義「刑事起案講評」

刑事の合同修習としては、上記に加えて、自宅起案（刑事弁護）と合同講義「刑事起案講評」を実施している。

自宅起案では、強盗致傷被告事件の公判前整理手続中、検察官による証拠開示を受けた後に被告人から聴取を終えた段階という前提で、無罪を導くケースセオリー（弁護人が求める結論が正しいことを説得する論拠）を検討してもらうこととしている。

具体的には、司法修習生に被害者供述の中で信用性を争うべき点を指摘させ、被害者が事実と異なる供述をし続けている理由を検討してもらい、事件の現場で押収されたタバコに被告人のDNAが付着していたとされる点、被告人が盗品と類似するバッグを売却したという点など、一見、被告人に不都合な事実をそれぞれどのように説明することができるか、について検討させている。また、これらの検討結果をもとにした被害者に対する反対尋問事項についても自宅起案の対象としている。

合同講義「刑事起案講評」は、司法修習生が事前に提出した自宅起案を踏まえ、対話型・

双方向型で実施する講義である。同講義は、裁判員センター委員に講師を担当していただいている。

同講義では、講師と司法修習生間及び司法修習生同士の活発な議論を通じて、有利な事実・不利な事実の整理、無罪を導く弁護側のケースセオリー（及び検察側のケースセオリー）を検討する。また、司法修習生に、被害者（講師の一人が担当する。）に対する反対尋問を実演してもらい、実演後直ちに講師から講評を受けるといふ、実務に即した演習を複数回繰り返すことにより、法廷弁護技術にも自然と関心が向くような実践的な講義となっている。

## 2 中間報告会・中間連絡会

以上の各講義や研修旅行のほか、弁護修習開始から概ね1か月ほど経った段階で、司法修習生と当委員会委員が出席する「中間報告会」、及び指導担当弁護士の先生方と当委員会委員が出席する「中間連絡会」を実施している。いずれも、それまでの間の個別指導修習が、各司法修習生にとって実りあるものとなっているか、修習内容として不足している分野がないか、残りの弁護修習期間でどのような実務を経験すべきか、等を確認する目的で実施しているものである。

弁護修習は、指導担当弁護士がかかわっている事件を司法修習生と一緒に経験させてもらうことで成り立っているところ、指導担当弁護士の手持ちの事件は当然のことながら均一でないため、各司法修習生が経験する事件にはどうしてもばらつきが生じることになる。そこで、当委員会としては、民事保全事件や民事執行事件といった絶対数の少ない事件について、「中間報告会」において、当委員会委員のかかわっている事件の傍聴や立会を司法修習生に案内し、あるいは「中間連絡会」において、指導担当弁護士に、担当外の司法修習生の傍聴や同行への協力をお願いする等して、当会に配属された司法修習生全員に、多種多様な事件を経験してもらえよう努めて

いる。さらに、「中間連絡会」においては、当委員会から指導担当弁護士、又は指導担当弁護士から当委員会への要望及び連絡、修習に関する問題提起、討議並びに指導担当弁護士の情報交換等（成績評価のばらつきの調整を含む。）も行っている。

## 3 懇親会

また、当委員会では、民事起案①や中間報告会後の司法修習生との懇親会や、研修旅行の夕食時やその後の懇親会等を通じて、当会に配属された各司法修習生が、どのような事件に興味を持っているのか、どのような弁護修習を行いたいと考えているのか等、各司法修習生の要望をざっくりばらんに聞いた上で、当委員会の委員間でも情報交換を図り、可能な限り各司法修習生の要望に沿った弁護修習を実現できるよう努めている。

## 4 カリキュラムの作成と改訂

上記のとおり、当委員会においては、オリジナルの事例を作成し、これをカリキュラムに取り入れているが、適宜、改訂作業を行っている。現在は、司法修習期間が短縮され、1つの事件を通じて裁判手続の全体を経験することが困難となっていることから、民事弁護をより実践的に体験してもらうべく、従前のカリキュラムを模擬裁判形式に改訂する作業を進めているところであり、次年度71期司法修習生からの実施を目指している（実施に伴い、選択型実務修習の個別修習プログラムとして当委員会が提供している「民事模擬裁判」は終了する予定である。）。合同修習に割ける時間の制約も大きい中、実務的な内容を如何に実現するかに苦慮しているところである。

## 5 指導担当弁護士の役割 ～二弁指導要領の紹介～

当委員会は、弁護実務修習における個別指導を充実したものとするため、指導担当弁護



士の役割として「個別修習指導要領」（以下「二弁指導要領」という。）を作成している。以下概要を紹介したい\*1。

## 1 個別修習の目的

弁護士の職務は、第一に、依頼者の要請を適正かつ迅速に実現することを考えること、第二に、考える素材が具体的な事実であること、この2点に特色があり、弁護士会における個別修習の目的も、この2点を修得させることにある。すなわち、法律構成される前の具体的な事実を素材にして、指導担当弁護士と司法修習生とが十分な討議を行うことによって、司法修習生は、具体的な事実を法律構成を加えたり、依頼者の要請に法的筋道をつけたりすることの難しさを知り、弁護士の内面的な思考過程を修得することとなるが、これが個別修習の目的とされる。

## 2 実務技術の指導

二弁指導要領は、上記の個別修習の目的を実現するための指導方法について、概要、以下のような指摘をしている\*2。

### (1) どのような素材を与えるべきか

司法修習生に与える素材は、訴訟事件であっても法律相談であっても、民商法の分野であっても特殊法の分野であっても構わないが、個別修習の目的からすれば、可能な限り、進行中の生の案件を素材として与えることが望まれる。もっとも、進行中の事件だけでは事件の種類に限りがある場合は、既済事件の記録を与えて起案をさせるのも効果的と考えられる。

### (2) どのような点を指導するか

弁護士は、依頼者の話、書類の記載、現場の状況等の基礎資料からどのような事実が認定できるか、どのような資料を収集する必要があるか、得られた資料をもとにどのような

法律構成をするかを考え、勝敗の可能性のほか、採証上の難易、訴訟進行、執行段階における障害等、あらゆる点にわたって見通した上で事件の方針を決定している。そこで、指導担当弁護士としては、これらの各プロセスに司法修習生を参加させ、司法修習生自身に考えさせ、司法修習生と十分に討議することが期待される。起案についても、司法修習生との討議を経ずに指導担当弁護士が単独で方針を決定し、その方針のもとに起案をさせるのではなく、指導担当弁護士との討議を踏まえて、司法修習生に起案させ、司法修習生の起案が論旨明確になるまで徹底的に修正させるよう指導することが望まれる。証人尋問や本人尋問についても、質問すべき事項及び質問方法を司法修習生に考えさせ、その当否を討議することが重要である。

### (3) 補助弁護士等の使用について

個別指導は、指導担当弁護士を信頼して委嘱されることから、司法修習生の指導は、指導担当弁護士の責任において、自らの手で行うことを原則とするが、指導担当弁護士の事務所に所属する他の弁護士が、指導担当弁護士の「補助」として司法修習生の指導にあたることは差し支えないとされている。

また、保全事件や執行事件は、短い修習期間中に体験できる機会が少ないため、当委員会では、指導担当弁護士のメールアドレスを開示していただき、手元に保全事件や執行事件が進行していて、ほかの指導担当弁護士の下で修習している司法修習生の同行が可能な事件がある場合には、同報メールにより、ほかの指導担当弁護士に連絡してもらうなど、修習の機会を確保する方法を講じている。

### (4) 司法修習生を単独で行動させる

#### 程度について

司法修習生は弁護士資格を持たないので、単独で弁護士の職務を行うことができないが、指導担当弁護士の同席のもと、依頼者などに

\*1 最高裁判所司法修習委員会が、分野別実務修習をさらに充実させるため、まず裁判実務修習、検察実務修習及び弁護実務修習について、それぞれガイドラインを作成し、分野別実務修習の指導にあたる担当官・担当弁護士に対して明確に指導方法の指針を示すこととしたのを受けて、日弁連は、平成26年3月、「弁護実務修習ガイドライン」を作成した。二弁指導要領は、日弁連のガイドラインよりも前に作成されたものであるが、その内容は日弁連のガイドラインを具体化・詳細化したものと言える。

\*2 言うまでもないが、以下で示す指導方法は例示的なものであり、指導担当弁護士におかれては、その時々における業務内容や司法修習生の特性に合わせて、指導方法を工夫していただければ幸いである。なお、平成28年9月、司法研修所の民事弁護教官室及び刑事弁護教官室が、弁護実務修習における指導にあたり考慮してもらいたい要望事項をまとめた「弁護実務修習に対して望むこと」と題するペーパー（平成20年ペーパーの改訂版）をそれぞれ発出している（司法修習委員会から指導担当弁護士に配布）、指導の参考とされたい。

質問し、意見を述べることは差し支えない。

### (5) 刑事弁護の充実について

国選弁護事件と当番弁護士のいずれか1件(可能であれば両方)を担当し、修習の機会を与えることを原則としている。そのため、刑事弁護実務の修習を充実させるために、国選弁護事件の割当や当番弁護士の出勤について、修習期間中は指導担当弁護士に優先的に割り当てられるよう配慮している。

## 3 その他の指導

個別具体的な事案についての指導に加えて、①弁護士の使命及び弁護士倫理、②弁護士の職務の幅広さ、③依頼者との信頼関係の築き方や報酬の決め方・取り方、④事務所の運営といった点についても、指導していただければ幸いである。

## 4 事務手続

### (1) 合同修習の日程との調整

合同修習は、個別修習を補完する目的で、司法修習生を一堂に集めて講義を行うものであることから、指導担当弁護士においては、司法修習生が合同修習に出席できるよう配慮することが望まれる。

### (2) 指導時間

修習は、指導担当弁護士の事務所と同じ時間の開始で差し支えないが、終了時間は、午後5時を一応の目安としている。ただし、刑事事件における被疑者・被告人との接見等、個別修習の都合上必要があり、かつ司法修習生の同意があるときは、指導時間を超過しても差し支えない。指導時間中は、なるべく指導担当弁護士とともに行動し、ありのままの弁護士の行動・活動を司法修習生に体験させていただくようお願いしたい。

### (3) 中間連絡会への出席

上記のとおり、指導担当弁護士と修習委員会との情報交換の場として、「中間連絡会」が設けられているので、積極的な出席が望まれる。

## 6 成績評価の方法

当会では、司法修習生の成績については、指導担当弁護士の評価と当委員会の評価を総合して判断している。具体的には、概略、次のような方法を採用している。

すなわち、当委員会では、指導担当弁護士に対し、各クールの弁護修習終了後、自己が担当した司法修習生の8つの項目の能力(事情聴取能力、事実把握能力、法律知識、法律構成力、方針決定能力、書面作成能力、口頭説明能力、処理能力)について各10点満点(合計80点満点)で評価し、その結果を報告するよう求めている。その際、指導担当弁護士毎に司法修習生の評価が大きくばらつくことを防止するため、上記のとおり、「中間連絡会」において、その時点までの暫定的な成績の報告書を提出していただき、各指導担当弁護士における評価のばらつきの調整を図っている。また、指導担当弁護士に対し、各項目の平均値を7点とし、9点又は10点を与える場合には理由書を提出するよう求めている。

一方、当委員会も、上記の合同修習の結果等に基づき、合計60点満点で評価している。

そして、最終的に、当委員会の成績会議において、指導担当弁護士の評価と司法修習委員の評価を合算し、その点数に応じて、各司法修習生に「優・良・可・不可」の4段階の成績を付けた上、その結果を司法研修所に報告している。

## 7 おわりに

以上のように、司法修習制度は大きく変化しており、現行司法修習が始まってもお修正が図られている。そういった意味では現在の司法修習制度もまだ「道半ば」である。

今後も、未来の司法を担う後進を育成するため、より充実した効果的な司法修習制度を構築すべく会員一人ひとりのお知恵を拝借できれば幸いである。

■